

学校法人関東学院経営協議会規程

(平成20年3月22日制定)

(設置)

第1条 学校法人関東学院の経営に関し、建学の精神のもと本法人の自主性と公共性を図る上で、広く学外有識者による知見を活かし、その意見を求めるために、経営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

第2条 協議会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 学院長
- (4) 大学長、学院各校の校長及び両こども園長
- (5) 寄附行為第9条第1項第五号に規定する理事
- (6) 理事会選出による学外有識者 8名以内

2 学外有識者の選出方法については、別に定める。

(運営)

第3条 協議会の運営は、次の各号のとおりとする。

- (1) 協議会は、理事長が招集し、会長となる。
- (2) 協議会は、原則として春季1回及び秋季1回開催するものとし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- (3) 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) このほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て定める。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 学院の現状と今後の方向性について
- (2) 学院の財政状況について
- (3) 学院各校の生徒・学生募集状況について
- (4) その他、第1条の設置目的に係る事項について

(事務)

第5条 協議会の事務は、総務部総務課が行う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日から3箇年を経過した後、見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、2017年7月13日から改正施行する。

附 則

この規程は、2019年6月13日から改正施行する。

附 則

この規程は、2025年3月6日から改正施行する。